

## 五所川原市小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給事業のご案内

新型コロナウイルス感染症対策として、市内小規模事業者の経営の安定を図るため、(株)日本政策金融公庫からマル経融資を受けた方へ、補給金を支給します。

### ご利用いただける方(対象者)

以下の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ▷五所川原商工会議所、金木商工会および市浦商工会の推薦を受け、マル経融資を受けていること
- ▷市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる方(個人にあっては1年以上継続して市内に在住している方)であって、原則として6カ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること
- ▷利子補給金の交付を受けるために、情報提供同意書を提供できること
- ▷市町村税に滞納がないこと
- ▷マル経融資の返済を延滞していないこと

### 利子補給金の額

- ①マル経融資(通常分)に係る支払われた利子(約定利息の1回目から12回目まで)の全額
- ②マル経融資(別枠拡充部分)に係る支払われた利子(約定利息の1回目から36回目まで)の全額

### 申請方法

12回目の利子の支払い終了後3カ月以内に、市ホームページおよび市商工労政課窓口にて配布する申請書に、必要事項を記入の上、以下の添付書類とともに提出してください。

- \*②別枠拡充部分に係る申請は、12回目、24回目、36回目の、利子の支払い終了後に、それぞれ申請が必要となります。

**添付書類**…公庫が発行した支払額明細書の写し/公庫が発行した支払済額明細書の写し/市町村税に係る納税証明書

**問い合わせ先**…商工労政課 内線2553

## 中小企業の方向けに雇用調整助成金の特例を拡充

厚生労働省が実施する本助成制度は、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成するものです。

### 主な受給要件

- ▷雇用保険の適用事業主であること。
- ▷最近1カ月間の売上高、生産量などが前年同月に比べ5%以上減少していること。
- \*令和2年1月以降に設置された雇用保険適用事業所も助成対象です。
- 申請期間**…令和2年6月30日まで、休業等計画届の事後提出が可能とされています。
- \*令和2年4月8日以降の休業等にさかのぼって適用されます。

**助成率**…休業手当相当額の80%

- ▷休業要請への協力等、一定の要件を満たす場合に、助成率が100%となります。
- ▷解雇等を行わず、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、超えた部分の100%が助成されます。
- \*対象労働者1人あたり8,330円が上限。
- \*雇用保険被保険者でない労働者(週20時間未満のアルバイト等)も対象です。
- \*掲載内容は、5月1日時点の情報です。最新の制度内容や、その他支給要件について、本助成の活用を検討している大企業の方、雇用保険の適用事業所でない方などは、下記までお問い合わせください。

### 問い合わせ・申請先

ハローワーク五所川原 TEL34-3171

## 持続化給付金の申請受付を開始

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧とするための持続化給付金の支給申請受付を開始しました。

**対象者**…農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入・売上を得ている法人・個人の方

**給付要件**…以下のすべてに該当すること

- ▷令和2年1月以降、感染症拡大の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している月があること
- ▷平成31年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ▷法人の場合、資本金の額または出資の総額が10億円未満である、または常時使用する従業員の数が

2,000人以下であること

### 給付額

- ▷個人事業者…100万円
- ▷法人…200万円

\*ただし、前年の総売上から、前年同月比▲50%月の売上12カ月分を引いた額を上限とする。

**申請期間**…令和3年1月15日(金)まで

**申請方法**…迅速かつ安全に給付を行うため原則、電子申請での受付となります。

\*ご自身で電子申請等を行うことが困難な方のため「申請サポート会場」を順次開設予定です。詳細が決まり次第、経済産業省や給付金事務局よりお知らせします。

**問い合わせ先**…持続化給付金専用コールセンター  
TEL0120-115-570